

災害ごみ仮置き場のご案内

—令和 8 年熊本地震により発生した災害ごみの出し方—

お問い合わせ

衛生環境課

☎ 32-1598

●災害ごみの搬入場所と受け入れ品目

搬入場所

■三角 B & G グラウンド

■豊川グラウンド

■稲川グラウンド

■旧豊野小学校跡地



市ホームページ

搬入期間

～8月31日⑨(三角 B & G グラウンド)

～9月30日⑩(豊川グラウンド・稲川グラウンド・旧豊野小学校跡地)

搬入時間

①9時30分～11時30分

②13時～15時

※閉場日・閉鎖する仮置き場の情報は市ホームページで確認ください

廃棄物分別

注意事項

廃プラスチック	中身が入っていないか確認 農業用ビニール除く
木くず	抜根は受け入れ不可 鏡・ガラスはできる限り外す
可燃系粗大	
処理困難物	
畳	
ガラス・陶磁器類	調味料の入れ物は空にする
蛍光灯	
石膏ボード	
スレート板	
瓦	土や砂を混ぜない
がれき・コンクリート	
金属類	消火器や一斗缶（中身入り）は 持ち込み不可
小型家電	プラスチック製家電
リサイクル家電	冷蔵庫、洗濯機の中身は空にする (生ごみなどは持ち込み厳禁)

【注意事項】

●上記の区分ごとに分別してください

●「単品持ち込み(分別品目1種類のみを車両に持ち込むこと)」にご協力をお願いします

●冷蔵庫やたんすなどの中身は、必ず空にしてください

受け入れできない品目

生活系ごみ（生ごみ、おむつなど）、市以外で発生したごみ、液体（油や飲料水など）、産業廃棄物解体業者による搬入物、土砂、庭石、危険なものなど

※各地区の「分別収集」に出せるものは「分別収集」へ出していただきますようお願いします

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

お問い合わせ

都市整備課

☎ 32-1694

対象者 準半壊以上（相当）の住家被害を受け、雨水の侵入などを放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある人

対象となる費用 ①屋根、外壁、建具（窓、玄関）など、雨漏りや風雨の進入を防ぐために必要な部分の修理費用
②1世帯当たりの上限額 56,400 円（税込み） ※上限額を超える部分は自己負担

申込時に必要な書類 ①被害状況報告書（様式あり） ②被災状況の写真 ③修理見積書

申込方法 本庁新館 1 階第 5 会議室（受付時間：9 時～ 16 時）、オンライン申請

※申し込み前に修理業者に代金を支払うと対象外となります

【裏面にも記事を掲載しています】

【号外】全戸配布版 第 1 報

ウキカラ



令和 8 年 8 月 14 日発行

7 月 28 日に発生しました地震により、亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

市では現在、一日も早い生活再建に向け全力で取り組んでおります。今なお不安な日々をお過ごしのことと思いますが、市民の皆さまが一日も早く安心して暮らせるよう、市として引き続き全力で支えてまいります。

このたび、生活再建に向けた情報をまとめた広報紙号外を発行しました。避難生活で、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、ぜひ情報を共有いただきますようご協力をお願いいたします。

宇城市長 末松直洋

罹災証明などの申請を受け付けています

お問い合わせ

税務課

☎ 32-1487

令和 8 年熊本地震により被災された人を対象に罹災証明書などの申請を受け付けています

	罹災証明書	被災証明書	罹災届出証明書
証明の内容	被害の程度		被害の届け出があったこと
対象となる資産	住家のみ	住家以外 (空き家・倉庫・店舗・事務所など)	動産（自動車、家財など）・工作物（物置・塀など）も含む全ての資産
現地調査	原則、必要 ※受け付けから発行まで数週間かかる場合があります		調査しない ※写真のみで確認します
即日発行	△（自己判定方式を用いる場合、一部損壊のみ発行可能）		○
その他	—	—	保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります

場所 本庁新館 1 階、三角支所、豊野支所、小川総合文化センターラポート

受付日 8 月は平日に加え、土日も申請を受け付けます

受付時間 9 時～ 16 時

準備物 ①申請者の身分証明書 ②被害の状況が分かる写真 ③委任状（世帯主、同一世帯員以外の場合）

※申請受け付けは 9 月も継続予定。十分な期間を設けていますので、焦らず、落ち着いてお越しください

オンラインでも申請可能です

受付時間 24 時間申請可能



申請
罹災証明書



申請
被災証明書



証明書申請
罹災届出



詳しくはこちら

この号外は 8 月 12 日時点の情報を集約したものです

令和 8 年熊本地震に関連した各種支援情報は市のホームページで随時更新しています



詳しくはこちら

賃貸型応急住宅（みなし仮設）の申請を受け付けます

お問い合わせ
社会福祉課
☎ 32-1387

入居要件

次の要件を全て満たす人

- ①災害発生の時点で市に居住する人
- ②当該災害により、次の要件のいずれかを満たす人
 - (1) 住宅が「全壊」、「全焼」または「流失」し、居住する住宅がない人
 - (2) 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用ができず、やむを得ず解体を行う人
 - (3) 二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している、地滑りなどにより避難指示などを受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める人
 - (4) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1カ月を超えることが見込まれる人
 - (5) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人
- ③他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない人
- ④災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない人

賃貸型応急住宅入居の条件

次のいずれかに該当する人

- ①熊本県内にある住宅で、家賃が1ヶ月当たり次の額以下であるもの（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）

【家賃上限】

- ・1人（単身）の世帯 5.5万円以内
- ・2人の世帯 6.5万円以内
- ・3～4人以下の世帯 9.5万円以内
- ・5人以上の世帯 13万円以内

- ②貸主から同意を得ているもの
- ③不動産仲介業者が斡旋した住宅であること
- ④耐震性が確認されている住宅であること

受付期間 8月10日㊦から当面の間（土日祝日を除く）
※8月11日㊧、15日㊨、16日㊩は特別開場日

受付時間 9時～15時

場所 本庁新館第4会議室

※賃貸型応急住宅の要件や入居期間などの詳細については、熊本県のホームページをご覧ください

市ホームページ 県ホームページ



市災害ボランティアセンターでは被災家屋（母屋）の片付けをお手伝いします

お問い合わせ
社会福祉課
☎ 32-1387

【被災してボランティアが必要な人へ】

ボランティア活動内容 ①住居の後片付け ②住居および敷地内のがれきの撤去 など

受付時間 9時～16時

受付連絡先 ①☎ 080-5063-9672 ②☎ 080-5063-9989 ③☎ 0964-32-1316

※ボランティアへの報酬などは必要ありません

※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください

※ボランティア募集の状況では、すぐにお手伝いを開始できない場合があります

※活動日には立ち合いをお願いします



詳しくはこちら

被災住宅を応急修理します

※受付開始日などの詳細が決定次第改めてお知らせします

お問い合わせ
都市整備課
☎ 32-1694

対象者（次の要件を全て満たすもの）

- ・「大規模半壊」、「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯または、「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
 - ・そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
 - ・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- ※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合には対象になります

支援内容

- 1世帯あたりの限度額は以下のとおり
- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、または半壊の被害を受けた世帯 757,000円以内（消費税込み）
- ・準半壊の被害を受けた世帯 367,000円以内（消費税込み）

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合も1世帯当たりの額以内になります

※申し込み前に修理業者に代金を支払うと対象外となります

※同じ家屋に対し「住宅の応急修理制度」と「公費解体制度」の併用はできません

※「住宅の応急修理制度」を申込んだ場合、「応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）」が利用できない場合があります

必要書類・受付期間などの詳しい情報はこちら



ホテルなどへの避難のご案内

お問い合わせ
社会福祉課
☎ 32-1387

被災してホテルなどへの避難を希望する人であればどなたでも申し込みできます

対象となる人	市に住所があり、被災されてホテルなどへの避難を希望する人
避難先	国・熊本県が確保するホテルなど（状況によっては、県外になる場合など、希望に沿えない場合あり）
費用	宿泊費は原則公費負担。食費・宿泊税・入湯税などは自己負担
移動	ホテルなどが送迎車を準備する場合などを除き、移動手段は、自身での確保をお願いします。なお、移動手段の確保が難しい場合は申し込みフォームの特記事項の記入欄にてご相談ください
期間	お住まいの市町村の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルなどが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテルなどに移っていただく場合がありますので、ご了承ください）

申込方法 本庁社会福祉課地域福祉係窓口（社会福祉課地域福祉係）または二次元コードから申請

※今後運用を変更することがあります

【注意事項】

- ①通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換なども一定期間毎に自身で行うこと、食事は自身での調達が原則です
- ②滞在中のホテルなどの周辺での移動費は自己負担となります
- ③ホテルなどに避難を行う際は、携帯電話やラジオなど情報収集が可能な機器を持参してください。また、市ホームページなどに掲載される支援情報などについて定期的な確認をお願いします
- ④申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申し込みなどについては、全額返金を求めるなどの必要な処置を取らせていただきます



申し込みはこちら